

# 電波有効利用成長戦略懇談会

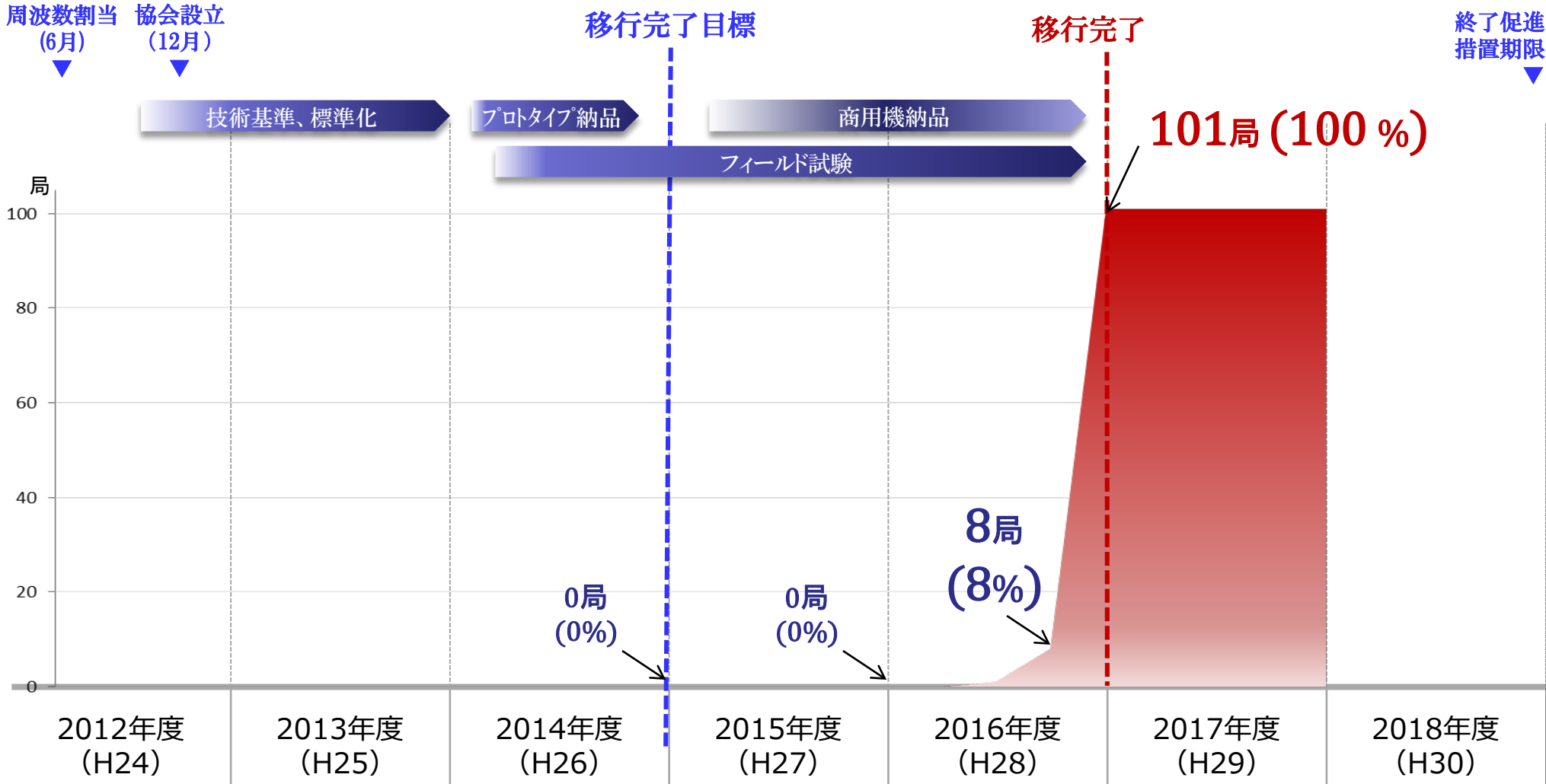
～ 700MHz帯移行について ～

2018年 5月 17日

一般社団法人700MHz利用推進協会

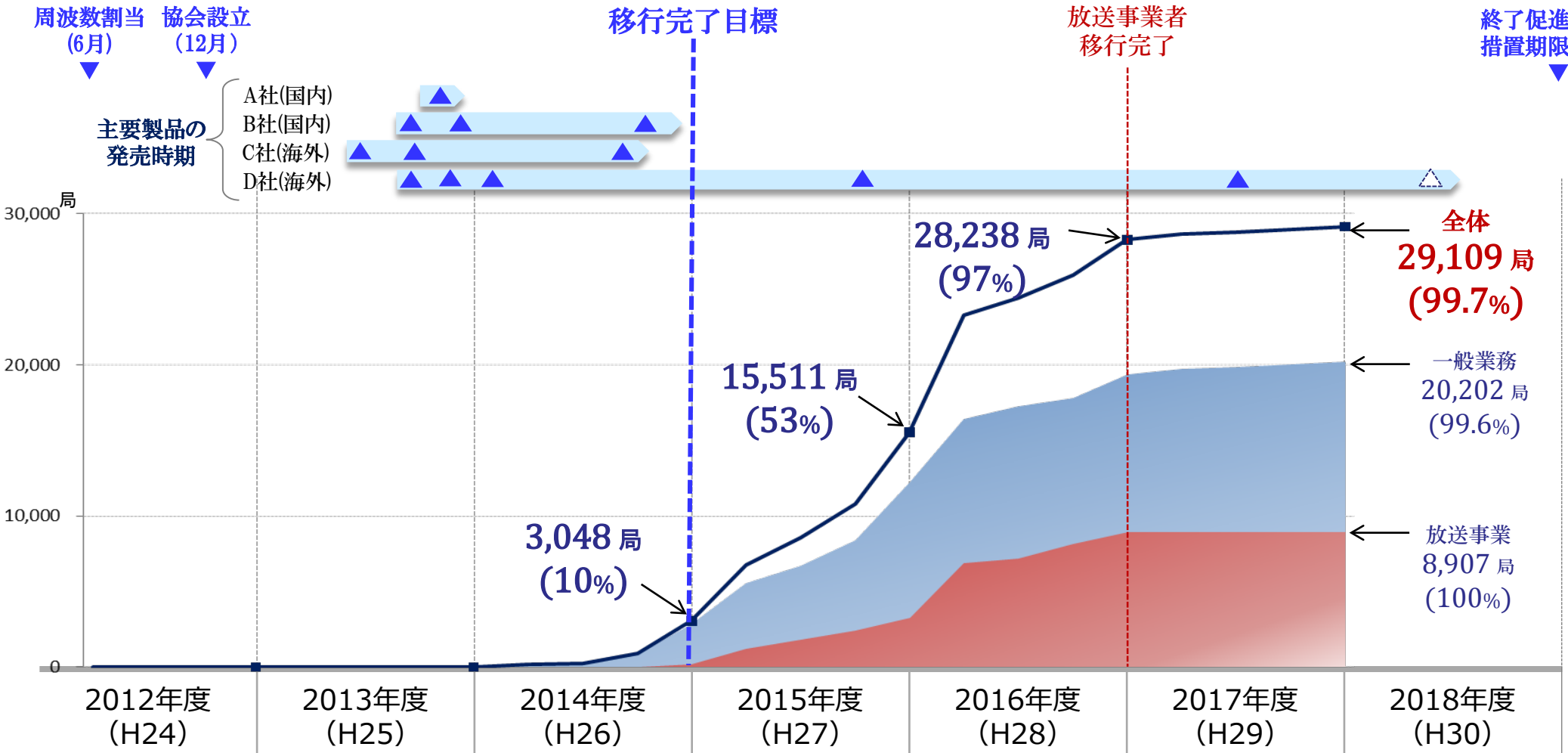
# 移行の進捗状況(FPU (テレビ放送用の無線中継装置))

新周波数帯の機器開発、新機器を使ったフィールド試験に想定以上の期間が必要であったものの、全体的に順調に移行が完了した。



# 移行の進捗状況(特定ラジオマイク)

新周波数帯マイクの発売が想定より遅れたため、移行開始当初は停滞した。その後、マイク音質へのこだわりや、移行スケジュール調整等、諸々の課題はあったが、全対象免許人と協議を行い、概ね順調に移行を進めることができた。



# 移行の実施状況（放送事業者）

## FPU

### 主な課題・遅延理由

#### 新周波数帯の**機器開発及び運用試験にかかる期間**

- 無事故放送が必須のため、本番環境での十分な試験が必要
- 中継を行うゴルフやマラソンの各イベントは、年1度の開催であり、十分な試験のためには、数年の期間が必要

### 実施した移行促進施策

- テスト機器(プロトタイプ)の貸出等によるテスト環境の提供

## 特定ラジオマイク（放送事業者のみ）

### 主な課題・遅延理由

- 新周波数帯**機器のリリースが想定より遅延**
- 新周波数帯機器への懸念（レーダ干渉、デジタル遅延等）
- スタジオやマイクの稼働調整  
（大規模事業者で移行対象局数が多い場合、長期にわたるスケジュール調整が必要）
- 予算や事業計画の制約

### 実施した移行促進施策

- 放送スタジオでのテスト会への協力
- テスト用機器の貸出等によるテスト環境の提供

# 移行の実施状況（特定ラジオマイク（除：放送事業者））

## 主な課題・遅延理由

- 新周波数帯**機器のリリースが想定よりも遅延**
- **製品の性能面（特に音質）に対するこだわり**、不安
- さらなる新製品待ち

- 移行先**ホワイトスペース帯への不安**  
掲載施設不足、利用可能チャンネル数不足

- 既存免許人の**財務状況**  
受贈益による法人税負担、設備投資の負担  
税制優遇措置の適用可否の懸念

- **マイクやホールの稼働調整**  
常にマイクを運用している、劇場/ホールの休日が少ない
- 劇場/ホールの改修時期
- 人的リソース不足
- 決定権限者の理解（親会社の意向、地方自治体等）

## 実施した移行促進施策

- テスト用機器貸出し等による  
テスト環境の提供
- メーカー合同テスト会の開催

- ホワイトスペースチャンネル  
検討サービスの提供

- 税制優遇措置の案内
- セミナー開催
- 税務相談サービスの提供

- 協会による現状機器の確  
認などの各種協力
- 関係者への直接説明

# 700MHz帯における移行費の加算・減算の効果について

700MHz帯で発生した移行遅延理由における、時期による移行費の加算・減算措置による移行促進効果の有無に対する考察は以下の通り。

## 効果ありと思われるケース

- 製品等に強いこだわりがない、漠然と新製品を待っている、設備投資に負担感のある等の免許人に対しては、移行費の加算・減算が有効な可能性はある。

## 効果はない・薄いと思われるケース

- 製品等に強いこだわりがある免許人は、移行費の加算・減算も効果はない。また、減算期間まで残った免許人は、最後まで移行に応じなくなる可能性もある。
- 移行後の運用品質に不安がある免許人は、効果は薄い。
- 放送事業者は、必要機能が実装された機器がリリースされ、十分な運用確認ができれば、スムーズな移行に前向きである。
- 地方自治体等、利益追求でない場合は効果はない。
- 稼働調整等の問題には、基本的に効果はない。

# 終了促進措置制度に対する考え方

## 1. 費用負担の範囲

- 開設指針に定める範囲は、原則として機器取得費および工事費の実費部分が適当。

## 2. 時期による移行費の加算と減算について

- 700MHz帯の移行における主な遅延理由は、新周波数帯機器への不安・既存免許人の移行スケジュール等であり、移行費を単純に加算しても移行促進しなかった可能性が高く、一方で、移行促進策として、移行に対する不安解消等に必要な各種施策を、既存免許人の要望に応じて、公平に実施できた。
- 新製品待ち等の一部のケースにおいては、移行費の加算・減算は有効に働く可能性があるが、一般的には、移行対象業務や既存免許人の特性(移行対象設備・移行先周波数・既存免許人の事業規模や財務内容等)によって有効度合いが異なると思われるため、開設指針等で固定的に示すのではなく、柔軟に内容等を決められる制度である必要がある。

- **基本的には、現在の終了促進措置制度で問題ない。**
- **移行費の減算について、その効果は移行対象免許人の業務特性や周辺事情によって異なり、また、係争が発生することによる移行遅延リスク等とのバランスを考慮しながら、移行がより促進されるかどうかという観点から、導入やその内容について都度検討するのがよい。**